第51表 遺産分割事件のうち認容・調停成立で寄与分の定めのあった事件数一寄与分の遺産の価額に占める割合別寄与者別 一全家庭裁判所

寄	与	者	総数	10 % 以 下	20 % 以 下	30 % 以 下	50 % 以 下	50 % を超える	不詳
総		数	170	65	22	16	10	2	55
配	偶子	者	9	3 53	1	3	1	- 2	1 46
そ	Ø	他	19	9	2	-	-	-	8

⁽注) 1件の遺産分割事件で、寄与分の定めのあった者が複数の場合には、定められた寄与分の遺産に占める割合が大きい方を優先して集計し、それが同じ場合には配偶者を優先して集計した。